

1 防災組織関係

1 - 1 防災関係機関の連絡先

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号
下野市庁舎	下野市笹原26	0285-32-8888

2 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-1119

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理課	宇都宮市塙田 1 丁目1-20	028-623-2136
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
下野警察署石橋駅前交番	下野市石橋240	0285-53-7374
下野警察署川中子駐在所	下野市川中子2427	0285-44-0908
下野警察署祇園交番	下野市祇園2-1-1	0285-44-7867
下野警察署小金井駅前交番	下野市小金井3009-19	0285-44-0045
下野警察署本吉田駐在所	下野市本吉田783-1	0285-48-5040
栃木土木事務所	栃木市神田町6-6 下都賀庁舎	0282-23-3433
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-0302
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20 下都賀庁舎第2別館	0282-23-3425
県南家畜保健衛生所	栃木市惣社町1439-20	0282-27-3611

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
国土交通省関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7011
国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2161

国土交通省宇都宮国道事務所 国分寺出張所	下野市川中子3329-77	0285-44-1335
農林水産省関東農政局栃木支局	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	028-633-2766

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	028-653-1551

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本郵便(株)関東支社	千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-0083
石橋本町郵便局	下野市花の木1-1-18	0285-53-5817
石橋郵便局	下野市下古山13-2	0285-53-0484
薬師寺郵便局	下野市薬師寺1435	0285-48-0001
下野小金井郵便局	下野市駅前6-1-1	0285-40-6639
自治医大駅前郵便局	下野市祇園1-18-3	0285-44-8990
仁良川簡易郵便局	下野市仁良川1468	0285-48-2120
吉田郵便局	下野市本吉田761	0285-48-5001
自治医科大学内簡易郵便局	下野市薬師寺3311-1	0285-44-6647
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市東宿郷4-3-27	028-632-4311
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6	028-622-4326
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市駅前通り1-2-5	028-621-0611
<u>東京ガス株式会社宇都宮市支社</u>	<u>宇都宮市東宿郷4-2-16</u>	<u>0570-002-211</u>
東京電力株式会社栃木南支社	小山市駅前通り2-23-25	0285-58-2302 (0120-995-112)
東日本高速道路(株)関東支社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	さいたま市大宮区錦町434-4	048-642-7337
石橋駅	下野市石橋240	
小金井駅	下野市小金井3009	
自治医大駅	下野市医大前3-3	
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷1828	0285-28-5156
(株)NTTドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社)栃木県トラック協会下野支部	下野市下古山260 (有市村運輸内)	0285-53-0818
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
北日本ガス(株)	小山市花垣2-11-22	0285-22-3318
(一社)栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
(株)栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社)小山地区医師会	小山市花垣町1-13-39	0285-22-5993
<u>社会福祉法人栃木県社会福祉協議会</u>	<u>宇都宮市若草1-10-6</u>	<u>028-622-0524</u>

8 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社)小山地区歯科医師会	小山市花垣町1-13-39	0285-22-5954
小山薬剤師会		
(公社)栃木県柔道整復師会小山支部	小山市間々田2450-124	0285-45-8881
宇都宮農業協同組合	宇都宮市戸祭元町3-10	028-625-3380
宇都宮農業協同組合南河内支所	下野市田中579-1	0285-48-2211
小山農業協同組合	小山市神鳥谷1-11-32	0285-25-3155
小山農業協同組合石橋支店	下野市石橋531-3	0285-53-1344
小山農業協同組合同分寺支店	下野市小金井3009	0285-44-1115
下野市商工会	下野市柴897-10	0285-44-0202
石橋商工会	下野市石橋790-17	0285-53-0463
下野市商工会南河内支所	下野市薬師寺1515	0285-48-0059
(福)下野市社会福祉協議会	下野市小金井789	0285-43-1236
<u>ケーブルテレビ株式会社</u>	<u>栃木市樋ノ口町43-5</u>	<u>0282-25-1811</u>
<u>ケーブルビジョン株式会社</u>	<u>下野市祇園1-17</u>	<u>0285-37-8790</u>

1-5 標準動員表

部	課(局)名	準備配備	警戒配備	第1非常配備	第2非常配備
総合政策部	総合政策課		△	○	◎
	市民協働推進課			○	◎
総務部	総務人事課		△	○	◎
	財政課			○	◎
	契約検査課		○	◎	◎
	税務課			○	◎
	議会事務局 議事課		△	○	◎
	会計課			○	◎
市民生活部	行政委員会事務局			○	◎
	安全安心課	○(※)	◎	◎	◎
	市民課			○	◎
健康福祉部	環境課		△	○	◎
	社会福祉課		△	○	◎
	こども福祉課			○	◎
	高齢福祉課		△	○	◎
産業振興部	健康増進課			○	◎
	農政課		○	◎	◎
	商工観光課		○	◎	◎
建設水道部	農業委員会事務局			○	◎
	建設課	○	○	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎
	区画整理課		○	◎	◎
	水道課		○	◎	◎
教育委員会	下水道課		○	◎	◎
	教育総務課		○	◎	◎
	学校教育課		○	○	◎
	生涯学習文化課			○	◎
	文化財課			○	◎
消防団	スポーツ振興課			○	◎
			副分団長以上	全団員	

◎：全職員 ○：副主幹以上 △：課長・課長補佐 ()：該当する係

(※)：危機管理グループ

(注) 本部員(各部長)は、警戒配備で招集する。

1-7 災害対策本部各部・班の事務分掌

(◎は部長／○は副部長／◇は班長／・は班員)

部	班	事務分掌
総合政策部 ◎総合政策部長	総合政策班 ◇総合政策課長 ・総合政策課	1 災害広報に関すること。 2 災害見舞者及び視察の対応に関すること。 3 他市町との連絡調整に関すること。 4 災害記録の収集、保管に関すること。 5 報道機関に対する災害情報等の提供に関すること。 6 JR各駅との連絡に関すること。 7 バス路線の被害状況、運行状況の把握に関すること。 8 電子計算組織等システムの復旧に関すること。
	市民協働推進班 ◇市民協働推進課長 ・市民協働推進課	1 自治会、自主防災組織等との連絡に関すること。 2 <u>人的被害の調査・把握に関すること。</u> 3 <u>コミュニティセンターの被害調査・報告に関すること。</u>
総務部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○会計管理者	総務人事班 ◇総務人事課長 ・総務人事課	1 参集職員の把握・管理に関すること。 2 災害対策活動従事者の食料の配付に関すること。 3 <u>市有財産、施設の災害対策に関すること。</u> 4 <u>庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。</u> 5 <u>庁用車両の集中管理及び配車に関すること。</u> 6 <u>燃料の確保に関すること。</u>
	契約検査班 ◇契約検査課長 ・契約検査課	1 救援物資の輸送に関すること。 2 物資の調達・収容及び配分に関すること。 3 輸送車両の協力依頼に関すること。
	財政班 ◇財政課長 ・財政課	1 災害対策予算の編成に関すること。 2 公費負担に係る損失補償額の裁定に関すること。
	税務班 ◇税務課長 ・税務課	1 被害不明地域への被害調査に関すること。 2 救援物資等の仕分け、配分等に関すること。 3 <u>罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。</u> 4 災害に伴う市税等の納税猶予及び減免措置に関すること。 5 <u>部内他班の応援に関すること。</u>

部	班	事務分掌
	議事班 ◇議事課長 ・議事課	1 市議会との連絡に関すること。 2 部内他班及び市民生活部安全安心班の応援に関すること。
	会計班 ・会計課	1 災害見舞金、義援金の受付、保管及び配分に関すること。
	応援班 ◇行政委員会事務局長 ・行政委員会事務局	1 市民生活部安全安心班の応援に関すること。
市民生活部 ◎市民生活部長	安全安心班 ◇安全安心課長 ・安全安心課	1 防災及び救助救出業務の総合企画に関すること。 2 本部の開設、閉鎖に関すること。 3 本部長の命令伝達に関すること。 4 本部の庶務に関すること。 5 本部員会議に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 消防団との連絡に関すること。 8 職員の動員に関すること。 9 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 10 気象注意報、警報等の受理・伝達に関すること。 11 県等への被害状況報告に関すること。 12 災害救助法の適用申請に関すること。 13 県及び関係機関等への応援要請に関すること。 14 関係機関との連絡及び各部の連絡調整に関すること。 15 自衛隊派遣要請に関すること。
	市民班 ◇市民課長 ・市民課	1 避難者の誘導に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 埋火葬許可証発行に関すること。
	環境班 ◇環境課長 ・環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 <u>狂犬病予防対策</u> に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 <u>埋・火葬</u> に関すること。 5 災害による公害対策に関すること。
健康福祉部 (避難行動要支援者支援班) ◎健康福祉部長 (班長)	社会福祉班 ◇社会福祉課長 ・社会福祉課	1 炊き出しのとりまとめに関すること。 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 3 社会福祉施設の災害対策に関すること。 4 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 5 社会福祉施設を避難所とする場合の協力に関すること。 6 <u>災害ボランティアセンターの周知に関すること。</u>

部	班	事務分掌
※健康増進班以外の保健師は、要請により健康増進班の一部の業務を行うこととする。	こども福祉班 ◇こども福祉課長 ・こども福祉課	1 保育園児等の安全確保、避難に関すること。 2 保育園児等の応急保育に関すること。 3 保育園等教育・保育施設の災害対策に関すること。 4 児童館等児童福祉施設を避難所とする場合の協力に関すること。
	高齢福祉班 ◇高齢福祉課長 ・高齢福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 2 高齢者福祉施設の災害対策に関すること。 3 高齢者福祉施設を福祉避難所とする場合の協力に関すること。
	健康増進班 ◇健康増進課長 ・健康増進課	1 災害時の医療、助産活動に関すること。 2 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 3 医薬品、医療器具類の供給確保に関すること。 4 救護所の設置及び救護班の出動要請に関すること。 <u>5 保健センターの災害対策に関すること。</u> <u>6 県南健康福祉センターとの連携調整に関すること。</u>
産業振興部 ◎産業振興部長	農政班 ◇農政課長 ◇農業委員会事務局長 ・農政課 ・農業委員会事務局	1 農地及び農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 農業関係機関及び農業団体との連絡調整に関すること。 3 農作物病害虫の防除に関すること。 4 被災者に対する主要食料の確保、供給に関すること。 5 被災家畜の飼料、防疫及び診断に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 被災農家に関する経営資金・復旧資金の融資に関すること。
	商工観光班 ◇商工観光課長 ・商工観光課	1 商工業事業所 の被害調査、報告に関すること。 2 観光施設の被害調査、報告 に関すること。 3 商工会及び観光協会との連絡調整 に関すること。 4 被災者に対する生活必需品の確保、供給に関すること。 5 被災商工業者の金融対策に関すること。

部	班	事務分掌
建設水道部 ◎建設水道部長	建設班 ◇建設課長 ・建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急土木資機材の確保に関すること。 3 <u>県土木事務所等関係機関との連絡調整に関すること。</u> 4 市内建設業者との連絡調整に関すること。 5 <u>市道等の交通規制等に関すること。</u> 6 <u>市道等における障害物の除去に関すること。</u> 7 水防活動の協力に関すること。
	都市計画班 ◇都市計画課長 ・都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地及び建築物の被害調査、報告に関すること。 2 都市計画施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 3 市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関すること。 5 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 被害住宅復興資金に関すること。
	区画整理班 ◇区画整理課長 ・区画整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>区画整理地内の宅地及び建築物の被害調査、報告に関すること。</u> 2 <u>区画整理地内の都市計画施設の被害調査、報告及び被害対策に関すること。</u> 3 部内他班の応援に関すること。
	水道班 ◇水道課長 ・水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、報告に関すること。 2 水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 給水用資機材の調達に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 飲料水の供給確保に関すること。
	下水道班 ◇下水道課長 ・下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 下水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 災害時の排水施設に関すること。 5 集落排水に関すること。 6 鬼怒川上流流域下水道事務所との連絡調整に関すること。
教育部 ◎教育次長	教育総務班 ◇教育総務課長 ・教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>学校教育施設の応急修理に関すること。</u> 2 <u>災害時の学校給食対策に関すること。</u>

部	班	事務分掌
	学校教育班 ◇学校教育課長 ・学校教育課	1 児童生徒の安全確保、避難に関する事 2 学校教育施設の被害状況調査、報告に関する事 3 学校教育施設を避難所とする場合の協力に関する事 4 児童生徒の保健衛生に関する事 5 児童生徒の応急教育に関する事 6 学用品の給与に関する事 7 炊き出しの協力に関する事
	生涯学習文化班 ◇生涯学習文化課長 ◇ 文化財課長 ・生涯学習文化課 ・ 文化財課	1 社会教育施設の被害状況調査、報告に関する事 2 社会教育施設を避難所とする場合の協力に関する事 3 炊き出しの協力に関する事 4 文化財の被害状況調査、報告に関する事
	スポーツ振興班 ◇スポーツ振興課長 ・スポーツ振興課	1 スポーツ振興施設の被害状況調査、報告に関する事 2 スポーツ振興施設を避難所とする場合の協力に関する事
消防部 ◎消防団長	消防班 ◇各分団長 ・消防団員	1 消防団の総括運用に関する事 2 災害情報の受理及び出動命令に関する事 3 災害防御対策に関する事 4 避難者の誘導に関する事 5 救助・救出に関する事 6 消防及び水防に関する事

2-8 災害時における物資の供給に関する協定

下野市（以下「甲」という。）と関東フーズサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、下野市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) その他乙取り扱い商品

（協力）

第3条 乙は第1条の要請を受けたときは、甲に対し乙の保有する物資の供給に協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、物資供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が状況に応じ指定する場所で行うものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、この運搬が困難な場合には、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、物資を引き渡した場合、物資供給の措置状況報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（物資の価格及び支払）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害時等における直前の価格とし、その支払いについては甲、乙協議のうえ、速やかに行うものとする。

（担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも特段の意思表示がないときは、この協定は期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されたものとみなし、以降もこれと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月19日

記名押印 [略]

別記様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

関東フーズサービス株式会社 様

物資供給要請書

下野市長

災害時における物資の供給に関する協定の規定に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

○供給物資

物資名及び数量	
---------	--

○物資の搬入先

施設名	
住所	栃木県下野市
担当者	
電話番号	

○問い合わせ先（連絡先）

住所	栃木県下野市笹原26番地
担当者	下野市役所市民生活部安全安心課危機管理グループ
電話番号	0285-32-8894
F a x	0285-32-8609

別記様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

下野市長 様

物資供給の措置状況報告書

関東フーズサービス株式会社

災害時における物資の供給に関する協定の規定に基づき、下記のとおり物資供給の措置状況を報告します。

記

○供給物資

物資名及び数量	
---------	--

○物資の搬入先・搬入日時・搬入者

搬入先	栃木県下野市
搬入日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
搬入者	関東フーズサービス株式会社

○問い合わせ先

住 所	栃木県小山市城北2丁目11番10号
担 当 者	関東フーズサービス株式会社
電話番号	
F a x	

3 消防関係

3-1 消防団の現況

(令和3年4月1日)

人口 (人)	面積 (km ²)	消防団		地区名	分団名	資 機 材		
		実員 (人)	定数 (人)			ポンプ車	小型動力 ポンプ積 載車	計
<u>60,053</u>	74.59	<u>405</u>	468	南河内地区	第1分団	3	0	3
					第2分団	3	0	3
					第3分団	3	0	3
				石橋地区	第4分団	2	0	2
					第5分団	2	0	2
					第6分団	2	0	2
				国分寺地区	第7分団	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>
					第8分団	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>
					<u>第9分団</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>
				小 計		<u>21</u>	<u>0</u>	<u>21</u>
				女 性 部		0	0	0
合 計		<u>21</u>	<u>0</u>	<u>21</u>				

※女性部の資機材は軽可搬ポンプ積載車

3-2 消防組織・施設の状況

(令和3年4月1日)

消防本部名	地区名	消防水利等			
		防火水槽	消火栓	その他	計
石橋地区消防組合	南河内地区	<u>93</u>	<u>362</u>	<u>12</u>	<u>467</u>
	石橋地区	<u>101</u>	<u>394</u>	<u>32</u>	<u>527</u>
	国分寺地区	<u>39</u>	<u>505</u>	<u>6</u>	<u>550</u>
合 計		<u>233</u>	<u>1,261</u>	<u>50</u>	<u>1,544</u>

※防火水槽は公設のみの数です。

※その他は川、プール、防火井戸を計上しています。

(令和3年4月1日)

消防本部名	資 機 材									
	化学車	水槽付 ポンプ車	梯子車	救助 工作車	指揮車	救急車	支援車	重機 搬送車	広報車	その他
石橋地区消防組合 ・ 石橋消防署	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>5</u> (緊急車 両を除 く)

4 水防関係

4-1 下野市水防計画

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完璧を図り、その被害を最小限に止めるため、関係諸機関と緊密な連絡を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用方法を定め、洪水に際して緊急措置の適切円滑な実施を期するものとする。

1 水防の責任

(1) 水防管理団体（市）の責任

水防管理団体である市はその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。本市には水防団を置かず消防機関が水防に当たるものとする。

(2) 一般住民の義務

常に気象状況・増水状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

2 水防組織

(1) 市に水防本部（事務局は安全安心課内 電話32-8894）を置き事態を処理する。

(2) 水防本部を設置する時期は、宇都宮地方気象台から水防に関する予報又は警戒が発せられたとき又は市長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。

(3) 市に災害対策本部が設置された場合の組織は、第2編第2章第1節「活動体制の確立」の定めるところによる。

(4) 市における水防事務の任務分担は、次のとおりとする。

水防本部長	市 長
水防本部副部長	副 市 長
水防長	消防団長
副水防長	副 団 長

任 務 分 担 表

班 名	班 長	班 員	分 担 事 務
総 務 班	安全安心課長	消費生活グループ 危機管理グループ	1 水防計画に関すること。 2 水防及び警報に関すること。 3 通報及び連絡に関すること。 4 水防資機材に関すること。 5 輸送に関すること。 6 被害調査に関すること。 7 水防訓練に関すること。

			8 水位標の水位観測に関すること。 9 水防作業に関すること。 10 経理に関すること。 11 一般庶務に関すること。
水防班	建設課長	整備グループ 維持管理グループ	1 水防計画に関すること。 2 通報及び連絡に関すること。
	都市計画課長	都市計画グループ 公園緑地グループ	3 危険箇所の連絡に関すること。 4 水防資機材に関すること。
	区画整理課長	庶務補償グループ 工務グループ	5 関係機関との連絡に関すること。 6 水防の技術指導に関すること。 7 水防巡視に関すること。
	農政課長	農業振興グループ 農村整備グループ	8 水防工事作業に関すること。 9 決壊箇所の応急処置に関すること。
	商工観光課長	商工業・労働グループ 観光グループ	10 被害調査に関すること。

総務班長は、水防状況又は班員の欠員等があるときは分担事務を変更し、又は他の職員の応援を求めるものとする。

3 監視警戒

(1) 監視警戒

水防管理者（市長）は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき又は必要があると認めるときは、増水前に必ず巡視員をして堤防の巡視に当たらせるものとする。

ア 巡視に当たっては、次の状態に注意するものとする。

- (ア) 堤防から水があふれる状況
- (イ) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- (カ) 橋りょうその他構造物との取付部分の異状

イ 更に河川が増水して水防団待機水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警備員2名、連絡員2名の基準で警戒に当たらせるものとする。

ウ 前記の巡視の結果水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに関係者に通報するものとする。

エ 巡視区間及び責任者等を次のとおりに定める。

○国分寺地区

河川名	巡視区間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
姿川	雷橋	<u>7-1 部長</u>	<u>7-1</u>	<u>7-1</u>
〃	箕輪橋	<u>7-2 部長</u>	<u>7-2</u>	<u>7-2</u>
〃	宮前橋	<u>9-2 部長</u>	<u>8-2</u>	<u>9-2</u>

〃	お使者橋	<u>8-1部長</u>	<u>8-1</u>	<u>8-1</u>
〃	紫橋	<u>9-1部長</u>	<u>9-1</u>	<u>9-1</u>
〃	姿橋	<u>9-1班長</u>	<u>9-1</u>	<u>9-1</u>
思 川	大光寺橋	<u>9-2班長</u>	<u>9-2</u>	<u>二</u>

○石橋地区

河川名	巡視区間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
姿 川	弥五郎次橋	<u>6-2班長</u>	<u>6-2</u>	<u>6-2</u>
〃	関沢橋	<u>6-2部長</u>	<u>6-2</u>	<u>6-2</u>
〃	長田橋	<u>6-1部長</u>	<u>5-2</u>	<u>6-1</u>
〃	東田橋	<u>5-2班長</u>	<u>5-1</u>	<u>5-2</u>
〃	細谷橋・姿橋	<u>5-2部長</u>	<u>4-2</u>	<u>4-2</u>
〃	上河原橋	<u>5-1部長</u>	<u>4-1</u>	<u>4-1</u>
新 川	上古山(吉羽宅付近)	<u>6-2班長</u>	<u>6-2</u>	<u>6-2</u>
〃	上古山(旧石島宅付近)	<u>6-2班長</u>	<u>6-2</u>	<u>6-2</u>
江 川	下古山(山口宅付近)	<u>6-1班長</u>	<u>6-1</u>	<u>6-1</u>
〃	上大領(伊沢宅付近)	<u>5-1班長</u>	<u>5-1</u>	<u>5-1</u>

○南河内地区

河川名	巡視区間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
田 川	田川橋	<u>1-3部長</u>	<u>1-3</u>	<u>1-3</u>
〃	町田橋	<u>1-3班長</u>	<u>1-3</u>	<u>1-3</u>
〃	谷地賀橋	<u>3-1部長</u>	<u>3-1</u>	<u>3-1</u>
〃	武名瀬川合流地点	<u>3-1班長</u>	<u>3-1</u>	<u>3-1</u>
〃	境橋	<u>3-2部長</u>	<u>3-2</u>	<u>3-2</u>
〃	塚越橋	<u>3-3部長</u>	<u>3-3</u>	<u>2-2</u>
〃	蛇続橋	<u>2-2班長</u>	<u>3-3</u>	<u>2-2</u>
〃	坪山橋	<u>2-2部長</u>	<u>3-3</u>	<u>2-2</u>
〃	宝蔵寺橋	<u>2-3部長</u>	<u>3-3</u>	<u>2-3</u>
鬼怒川	江川橋(江川合流地点付)	<u>3-3班長</u>	<u>3-3</u>	<u>3-3</u>

オ 水位標の示す水位がはん濫注意水位に達したときは、速やかに関係者に通報するものとする。はん濫注意水位より下がったときも同様の通報をするものとする。

(2) 報告

洪水に際し、水防管理者（市長）は消防機関が出動したとき又は水防作業を開始したとき若しくは、堤防等の異状を発見したときは関係者に通報するものとする。

(3) 通信の確保

水防関係者は、通信施設の故障により使用（利用）することができない場合は、自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。

4 ダム・水門の操作

(1) 管理者は、水門にあらかじめ操作員を定めておくものとする。

(2) 操作員は異状気象時はもとより、平素工作物の点検を心得、増水等の操作に支障ないようにしておくものとする。

(3) 管理者は、増水の状況によって門扉の開閉、その他必要な措置をするとともに、その状況を速やかに市長に報告するものとする。

(4) 市長は、前項の報告を受けたときは、知事（栃木土木事務所経由）に通知するものとする。

(5) 水門の所在は、資料4-2のとおりである。

5 器具資材及び設備の整備運用並びに水防訓練

(1) 器具資材及び設備の整備

ア 本市における水防資材の備蓄状況は資料4-4のとおりである。

イ 前項の資材は、水防機関に出動を命じた場合に当該出動機関に配付するものとする。

ウ 前記水防器具資材は、腐朽破損しないよう、管理者が保管するものとする。

(2) 水防資材の要請

水防管理者は、水防活動により資材が不足した場合は県の管理する水防資材の救護を栃木土木事務所長に要請することができる。

(3) 水防訓練

本市においては、毎年1回、実情に応じた水防訓練を行うものとする。

なお、水防訓練を行うときは、あらかじめ実施予定月日場所等を知事（栃木土木事務所経由）に報告するものとする。

ア 事前の報告内容

1 実施月日時間	2 場所	3 河川名	4 実施者	5 実施予定工法
----------	------	-------	-------	----------

イ 事後の報告内容

1 実施月日時間	2 場所	3 河川名	4 実施工法	5 参加人員
6 使用資材数量	7 使用資材見積書			

6 通信連絡

(1) 水防通信の優先

法第27条第2項により、水防管理者（市長）、消防機関の長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のため、公衆電話を優先的に利用し、必要があるときは県警察専用電話施設、気象管署通信施設、電気事業通信施設、その他の通信施設を利用することができる。

(2) 通信方法

ア 通信内容については、簡潔かつ要領よく行うように注意すること。

イ 市長は常に東日本電信電話(株)、警察署、駅、東京電力パワーグリッド(株)、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。

7 洪水予報

宇都宮地方気象台は、気象業務法第14条の2第1項により栃木県地方に対し、気象及び洪水についての予報及び警報をする。

その種類は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に掲載のとおりである。

8 水防警報

(1) 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	水防機関に不意の増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に必要に応じて速やかに体制に入るようにしておく必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水こう門機能等の点検通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指 示	水位滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、水があふれる状況や、漏水、堤防斜面の崩れ、き裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準観測所に関する一連の水防警報を修了する旨を通告するもの

(2) 水防警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
待 機	気象注意報・警報等及び河川状況により必要と認められるとき。
準 備	雨量水位流量その他河川状況により必要と認められるとき。

出 動	洪水注意報等により、又は水位流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあると認められたとき。
指 示	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	はん濫注意水位以下に下降し、あるいははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

9 水防活動

(1) 出動水防開始及び堤防等の異状に関する報告

水防管理者（市長）は、次の事態に至ったときは、直ちに栃木土木事務所長に報告し、土木事務所長は、県水防本部長に報告するものとする。

- ア はん濫注意水位に達したとき。
- イ 消防団が出動したとき。
- ウ 水防作業を開始したとき。
- エ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 非常配置

水防管理者（市長）が職員及び消防団を非常配備につかせるための指令を発する基準は次によるものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- イ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

(3) 消防機関（水防機関）の出動基準

ア 待機

待機の指令は、水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者（市長）が必要と認めたときとする。

イ 準備

水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し、出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- (ア) 消防団の役員（班長以上）及び機関員は、所属分団（部）の詰所器具置場等所定の場所に集合する。
- (イ) 水防資機材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。
- (ウ) 堤防巡視のため、一部団員を出動させる。

ウ 出動

河川の水位がはん濫注意水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めたときは、直ちに消防機関をしてあらかじめ定めた計画に従い、警戒配備につかせる。

出動の要領は次による。

第1次出動	消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに危険箇所の早期水防等を行う。
第2次出動	消防機関の一部が出動、水防活動に入る。
第3次出動	消防機関の全員が出動して、水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

エ 解除

河川の水位が降下し、危険のおそれなくなったときは消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

(4) 住民の水防協力

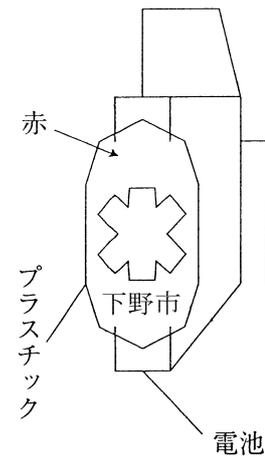
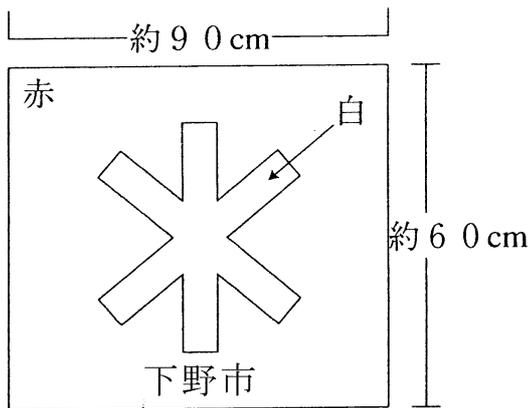
水防管理者（市長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市の区域内に住む者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ、消防機関に応援させることができる。

(5) 水防標識

ア 法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

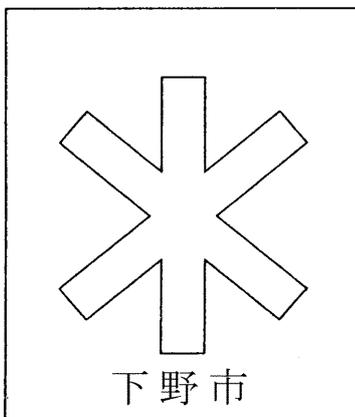
標旗（昼間）

標灯（夜間）



イ 水防のため出動する市の関係職員の用いる腕章は、次のとおりである。

市の職員



(6) 身分証票

<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <p>身分証票</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>この者は、水防法第49条第2項の規定による職員であることを証する。</p> <p>下野市長 氏名 印</p>	<p>水防法抜すい</p> <p>第49条.....</p> <p>.....</p>
---	---

(7) 水防信号

法第20条第1項の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 吹鳴 休止
第2信号 水防団体及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○	5秒 5秒 5秒 6秒
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 10秒 5秒
第4信号 必要と認める区域内的の居住者に避難のための立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 1分 5秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。	

(8) 公用負担

ア 法第28条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、これらの委任を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出しなければならない。

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 権 証</p> <p>下野市消防団</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者に〇〇区域における水防法第28条の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者</p> <p style="text-align: center;">下野市長 氏 名 印</p>
--

イ 法第28条第2項の規定により公用負担の権限を行使したときは、次の公用負担命令票を2部作成し、その1通を目的物の所有者、又は管理者、若しくはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 票</p> <p>住 所</p> <p>負担者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">物 件</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 45%;">負担内容 (使用、収用処分)</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者 下野市長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">事務取扱者 職 氏 名 印</p>	物 件	数 量	負担内容 (使用、収用処分)	期 間	摘 要					
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用処分)	期 間	摘 要						

※ 上記権限行使により、損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は、特価によりその損害を補償するものとする。

(9) 避難のための立退き

ア 法第29条の規定により、水防管理者（市長）又はその命を受けた職員は、必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他によって区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。

イ 水防管理者（市長）が居住者に対して行う避難計画は、第2編第2章第7節「避難対策計画」の定めるところによる。

ウ 水防管理者（市長）が立退きを指示したときは、下野警察署長にその旨を通知しなければならない。

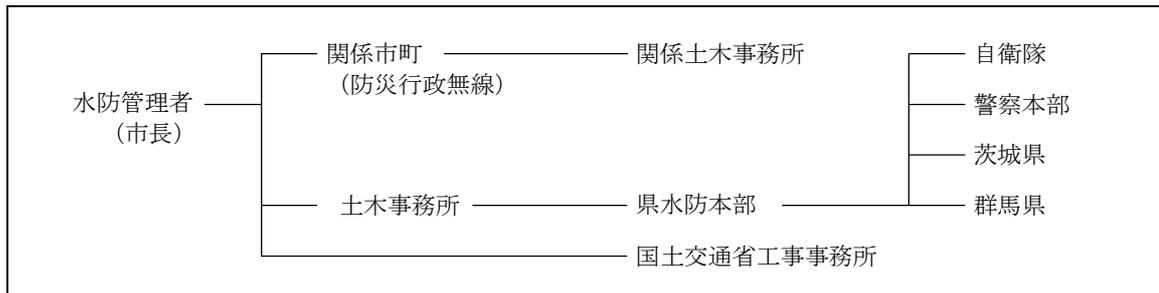
(10) 水防の解除

水防管理者（市長）は水防警報解除のあったとき又は水位がはん濫注意水位以下に減じ、

かつ、危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、栃木土木事務所長に、その旨報告するものとする。

10 決壊時の処理

- (1) 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者（市長）は、法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- (2) 消防機関は、決壊後といえどもでき得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。
- (3) 通報系統については次のとおりとする。



11 協力応援

(1) 水防管理団体の協力応援

ア 市内の水防活動は、地元消防団を中心として行い、必要があるときは市長又は消防団長は、他の市町長又は水防管理者の応援について指令するものとする。

イ 隣接市町の水防に関する消防機関の相互協力に関して、市長はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたときは、隣接市町長又は水防管理者に対し、応援を要請するものとする。

- (ア) 応援要請の要領に関すること。
- (イ) 応援隊の編成集合に関すること。
- (ウ) 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送方法に関すること。
- (エ) 経費の負担区分に関すること。
- (オ) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
- (カ) その他必要な事項

ウ 隣接市町の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても前号の協力により相互に応援するほか、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

エ 前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理者の所轄のもとに緊密に連絡し努めて隊組織をもって協力するものとする。

オ 応援又は応援協力のために要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定（協議）により定めるものとする。

(2) 警察署の協力応援

水防管理者（市長）は、警察署の応援について水防のため必要があるときは、次の事項に

より警察署長に対して警察官の応援を要請することができる。

ア 要請の目的、編成（人員）

イ 要請の場所、日時

ウ 任務、指導区分

エ 応援者の給食、宿泊

オ 経費の負担区分

(3) 自衛隊の協力応援要請

市長は水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により、知事に派遣を要請することができる。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容

エ その他参考事項

12 水防報告

(1) 報告

ア 水防管理者（市長）は、洪水による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

(ア) 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

(イ) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに様式第1号により報告を行うものとする。ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね25戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

a 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護の別（保護者の要否）その他参考事項

b 集団被害については、その状況と対策の概要

(ウ) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（栃木土木事務所経由）を行うものとする。

(2) 水防活動実施報告

水防が終了したときは、水防管理者（市長）は様式第2号により知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

様式第1号

被害状況

年 月 日 時まで

中間市町

令和

年 月 日 時まで

確定報告作成者氏名

(1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

(2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別		被害数量		被害種別		被害数量					
人の被害	罹災者数			橋	り	流失	箇所数				
	死者						延長(m)				
	生死不明					落下	箇所数				
	重傷						延長(m)				
	家畜損害見積書					撤去	箇所数				
			延長(m)								
住宅の被害	全壊	戸数				道	よ	その他	箇所数		
		人員							延長(m)		
	半壊	戸数						計	損害見積額(円)		
		人員									
	一部破損	戸数		市	道			流失	箇所数		
		人員							延長(m)		
	流失	戸数						落下	箇所数		
		人員							延長(m)		
	浸水	床上	戸数						撤去	箇所数	
			人員							延長(m)	
床下		戸数				その他	箇所数				
		人員					延長(m)				
計	戸数		計			損害見積額(円)					
	人員										
	損害見積額(円)										
全壊	棟数			堤防の被害	国負担の堤防	流失	箇所数				
							延長(m)				
		半壊	棟数					決壊	箇所数		
一部破損	棟数			延長(m)							
				崩壊	箇所数						

非住宅の被害	流失	棟数		堤市町負の被害	計	延長 (m)				
	浸水	床上				埋没	箇所数			
	〃	床下				延長 (m)				
	計	棟数				損害見積額 (円)				
農地の被害	田	浸水 (ha)		堤市町負の被害	計	流失	箇所数			
		流失 (ha)				延長 (m)				
		埋没 (ha)				決壊	箇所数			
		その他 (ha)				延長 (m)				
		(ha)				崩壊	箇所数			
	損害見積額 (円)		延長 (m)							
	畑	浸水 (ha)		山林の被害	計	埋没	箇所数			
		流失 (ha)				延長 (m)				
		埋没 (ha)				荒廃林地	面積			
		その他 (ha)				損害見積額 (円)				
(ha)			林道			延長				
損害見積額 (円)		損害見積額 (円)								
耕地の被害	田	面積 (ha)		山林の被害	計	林産物	損害見積額 (円)			
		損害見積額 (円)				損害見積額 (円)				
	畑	面積 (ha)								
		損害見積額 (円)								
公共施設の被害 (円)				損害見積額 (円)						
道路の被害	国	浸水	箇所数	備考	道	延長 (m)	(1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。			
			箇所数					延長 (m)		
	流失	箇所数	延長 (m)			(2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額				
		延長 (m)								
	決壊	箇所数	延長 (m)					(3) 農作物の被害中 (その他) の欄には田畑に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。		
		延長 (m)								
	埋没	箇所数	延長 (m)						(4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。	
		延長 (m)								
	計	損害見積額 (円)								(5) 林産物の損害見込額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。
	浸水	箇所数	延長 (m)							
延長 (m)										

市 町 道	流失	箇所数		<p>度のもの、半壊とは補修（小修繕を除く。）による再使用に堪えうる程度のもの。一部破損とは部分的な小修繕により使用に堪えうる程度のことをいう。</p> <p>(7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建築中のものは建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。</p> <p>(8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水りょう、隧道、井樋、架樋、ため池、橋りょう等をいう。</p>
		延長 (m)		
	決壊	箇所数		
		延長 (m)		
	埋没	箇所数		
		延長 (m)		
	計	損害見積額 (円)		

様式第2号

水防管理団体の水防活動実施報告（令和〇年〇月分）

水防管理団体名		水防活動 延人員	水防活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施した月日	備考
指定別 非指定別	団体名			主要 資材	その他 資材品	小計 (B)			

- 注 1 主要資材とは、俵、かます、布袋等、たたみ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石である。
- 2 水防活動費とは、水防団員の出勤手当、食糧費等である。
- 3 用紙とはA4判横書とすること。

4-2 主要水門・樋門一覧

土木事務所	河川名	名称	位置		左右岸の別	導水			設備	管理者	備考
			地域	字		寸法					
						高さ	幅	数	機能		
栃木	田川	吉田排水樋門	上坪山	宝蔵寺橋下	左	2.0	2.3	2	手動鋼製スルースゲート	下野市	
	〃	排水樋門	<u>下坪山</u>	坪山橋上	〃	1.5	1.5	1	<u>フラップゲート</u>	<u>南河内土地改良区</u>	
	〃	〃	〃		右	1.0	1.2	1	<u>フラップゲート</u>	<u>〃</u>	
	〃	〃	〃	<u>蛇繞橋下</u>	<u>左</u>	1.0	1.0	1	<u>〃</u>	<u>〃</u>	削除
	〃	〃	<u>下坪山</u>	<u>蛇繞橋上</u>	<u>右</u>	1.0	1.0	1	<u>〃</u>	<u>〃</u>	削除
	〃	〃	別当河原	塚越橋下	左	1.4	2.0	2	〃	南河内土地改良区	
	〃	〃	磯部	塚越橋上	〃	1.5	1.5	1	フラップゲート	〃	
	〃	〃	谷地賀		〃	1.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	〃	
	〃	〃	〃	谷地賀橋下	〃	1.5	2.0	1	手動鋼製 <u>ラック式ゲート</u>	栃木土木事務所	<u>(谷地賀自治会)</u>
	〃	〃	〃		右	1.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>谷地賀橋上</u>	<u>左</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1</u>	<u>フラップゲート</u>	<u>南河内土地改良区</u>	<u>(谷地賀上下公民館)</u>
	〃	〃	町田	町田橋下	左	2.0	2.0	2	〃	上三川土地改良区	
	〃	〃	〃		右	1.5	2.0	1	フラップゲート	南河内土地改良区	
	〃	〃	〃		〃	2.0	2.0	1	〃	〃	
	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>成田</u>	<u>五千石球場</u>	<u>右</u>	<u>2.2</u>	<u>2.2</u>	<u>2</u>	<u>ベベル式鋼製ゲート</u>	<u>〃</u>	<u>(県下水道)</u>
	姿川	排水樋門	<u>国分寺</u>	<u>八ッ窪</u>	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所	
	〃	〃	<u>国分寺</u>		右	2.2	3.3	1	〃	<u>国分寺土地改良区</u>	
	〃	〃	川中子		左	2.3	3.6	1	〃	下野市 <u>(建設課)</u>	
	〃	〃	〃		右	1.5	2.0	1	〃	栃木土木事務所	
	〃	〃	〃		左	1.5	2.0	1	〃	〃	
〃	〃	〃		右	1.0	1.2	1	〃	<u>国分寺</u> 土地改良区		

〃	〃	〃		右	1.2	2.0	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	笹原		左	1.2	2.0	1	〃	〃
〃	〃	橋本		右	1.1	1.2	1	〃	〃
〃	〃	下大領		左	2.2	1.6	1	ラック式単動ゲート	石橋土地改良区
〃	〃	中大領		左	1.0	1.0	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	〃		左	1.2	2.0	1	〃	〃
〃	〃	〃		左	φ1.0		1	〃	〃
〃	〃	細谷		右	φ1.0		1	〃	〃
〃	〃	中大領		左	2.5	3.0	1	〃	石橋土地改良区
〃	〃	上大領		左	φ1.0		1	〃	下野市 (水道・下水道課)
〃	〃	下長田		右	1.0	1.2	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	下古山		左	1.2	1.2	1	〃	〃
〃	〃	下長田		右	1.3	1.3	1	〃	〃
〃	〃	上古山		右	1.8	1.8	1	〃	壬生町(下水道課)
〃	〃	〃		右	1.5	2.5	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	〃		右	1.5	2.5	1	〃	〃
〃	〃	〃		右	φ0.6		1	〃	〃
〃	〃	〃		右	φ0.8		1	手動木製スルースゲート	〃

4-3 主要取水堰一覧

土木事務所	河川名	名称	位置		形状寸法			取水設備				管理者	備考	
			地域	字	形式	高さ	巾	左右岸の別	寸法					機能
									高さ	巾	門			
宇都宮	田川	成田堰	上三川	築	油圧式自動転倒ゲート	1.6	21.8×2	右	1.5	1.5	2	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
栃木	田川	五千石堰	成田		油圧式自動転倒ゲート	1.5	20.7×2	右	1.4	1.6	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	田川	蟹川堰	東根		油圧式自動転倒ゲート	1.5	19.4×2	右	1.4	1.6	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
宇都宮	姿川	幕田堰(石橋第1)	宇都宮	幕田	木扉転倒ゲート	1.0	30.0	左	1.5	0.9	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
栃木	姿川	関沢堰(石橋第2)	上古山		木扉転倒ゲート	1.0	39.0	左・右	1.2	1.2	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	上台用水堰	下長田		木製転倒ゲート	1.4	34.0	右	1.2	1.2	1	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	細谷堰(細谷橋本)	上大領		油圧式自動転倒ゲート	1.2	42.0	右	1.3	1.23	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	小山箕輪堰	下大領		油圧式自動転倒ゲート	1.8	25.8×2	左	2.0	1.8	2	鋼製スルースゲート	小山用水土地改良区	
	姿川	北河原堰	川中子		空気膨張式ラバーダム	0.9	46.0	右	1.2	1.2	1	鋼製スルースゲート	国分寺土地改良区	
	姿川	宮前堰	川中子		油圧式自動転倒ゲート	0.8	16.0×3	左	3.64	1.2	1	鋼製スルースゲート	国分寺土地改良区	
	新川	2号堰	上古山	大台	油圧式自動転倒ゲート	1.4	20.0	左	1.0	1.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
	新川	3号堰	上古山	柳町	油圧式自動転倒ゲート	1.5	20.0	左	1.0	1.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
	新川	角田堰	下古山	鶴巻	油圧式自動転倒ゲート	1.5	21.2	右	1.25	2.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
宇都宮	武名瀬川	上悪戸堰	上三川	五分一	空気膨張式ラバーダム	2.2	17.0	左	1.7	1.3	1	鋼製スライドゲート	南河内土地改良区	
	江川	高尾神堰	上三川	上三川	空気膨張式ラバーダム	1.0	17.0	右	1.7	1.2	1	鋼製スライドゲート	南河内土地改良区	
	江川	鯉沼堰	上三川	坂上	空気膨張式ラバーダム	1.2	23.4	右	1.5	0.95	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
栃木	江川	上吉田堰	鯉沼		油圧式自動転倒ウイングゲート	1.0	23.6	右	1.4	1.2	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	江川	関掘堰	上吉田		油圧式自動転倒ウイングゲート	1.25	19.3	右	1.5	1.2	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	

4-4 水防倉庫・水防資材一覧

1 栃木県

土木事務所	河川名	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材				水防器具																					
					かます 空俵袋 土のう 等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・ 木)パイ プ (本)	鉄線 (kg)	シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギリ (丁)	ナ タ (丁)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	ク ワ (丁)	オ ノ (丁)	掛 矢 (丁)	ペン チ (丁)	ハン マー (丁)	カッタ ー (丁)	チェン ソー (台)	一 輪 車 (台)	発 電 機 (台)	照 明 (台)	救命ボ ート (台)	救命胴 衣 (着)	その他			
宇都宮	田川	本吉田 水防倉庫	下野市長	本吉田783 (S37.11)	2,870	0	100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	姿川	<u>下野市</u> <u>防災倉庫</u>	〃	<u>小金井1146-1</u> <u>(S58.12)</u>	2,500	50	80	50	50	10	5	5	20	5	0	0	5	3	2	3	0	0	0	0	3	0	0			

2 下野市

名称	地区	設置場所	面積	水防資材		
				土のう	杭	ブルーシート
下野市防災倉庫	国分寺	小金井1146-1	15m ²	<u>600袋</u>	10本	10枚
本吉田水防倉庫	南河内	本吉田783	32m ²	<u>500袋</u>		
薬師寺水防倉庫	南河内	薬師寺2969-5	35m ²	<u>300袋</u>		
<u>橋本</u> 水防倉庫	石橋	橋本436-6 (447)	39m ²	<u>300袋</u>		
<u>花の木</u> 水防倉庫	<u>石橋</u>	<u>花の木1丁目125-6</u>	<u>55m²</u>	<u>300袋</u>		

4-5 重要水防箇所

1 栃木県

重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)
地 先 名	料 杭 位 置 (K、m)	
小山市延島新田～下野市本吉田	52.8 k 上100m～54.8 k 上50m	1,950

2 下野市

箇所名	地 区	設置場所	原 因
細 谷	石 橋	姿橋左岸付近	<u>令和元年10月12日～13日台風19号による床上浸水</u>
箕 輪	国分寺	箕輪橋右岸付近	<u>令和元年10月12日～13日台風19号による床上浸水</u>
紫	国分寺	紫橋右岸付近	<u>令和元年10月12日～13日台風19号による床上浸水</u>
<u>谷地賀</u>	<u>南河内</u>	<u>谷地賀橋左岸</u>	<u>令和元年10月12日～13日台風19号による床下浸水</u>

4-6 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設

河川名	名称	所在地 電話番号	洪水予報の伝達方法
(国管理河川) 鬼怒川	吉田保育園	本吉田783-1 48-5054	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(国管理河川) 鬼怒川	吉田東小学校	中川島7 48-5007	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(国管理河川) 鬼怒川	吉田東小学童保育室	中川島7 48-1323	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(国管理河川) 鬼怒川	吉田西小学校	下坪山959 48-5008	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(国管理河川) 鬼怒川	日新ケアパレス	本吉田771-1 38-7568	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(県管理河川) 姿川	グリム保育園	下長田69 52-1127	電話伝達
(県管理河川) 姿川	特別養護老人ホーム いしばし	下古山1174 52-1484	電話伝達
(県管理河川) 姿川	老人デイサービスセンター きらら	下古山1220 52-3710	電話伝達
(県管理河川) 姿川	子ども発達支援センター こぼと園	下古山1220 44-6783	電話伝達
(県管理河川) 姿川	石橋中学校	石橋1130 52-1130	電話伝達
(県管理河川) 姿川	工房つばさ	箕輪425-1 40-0388	電話伝達

5 危険物関係

5-1 危険物規制対象数一覧

(石橋地区消防組合消防本部)

(完成検査済証交付施設)

令和3年4月1日現在

製造所等の別 区分		行番号			(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)															
					計 (A) (B)~(D)	製造所 (B)	小計 (C) (ア)~(キ)	屋内 貯蔵所 (ア)	(イ)	屋外タンク貯蔵所					屋内タンク 貯蔵所 (ウ)	地下タンク 貯蔵所 (エ)	簡易タンク 貯蔵所 (オ)			
										準特定屋外タンク		特定屋外タンク								
										旧法 タンク	旧法 タンク	地中 タンク	岩盤 タンク	海上 タンク						
許可 施設数	前年度末数	0	1	0	767	12	526	98	88	5	5	14	8				9	109	2	
	今年度末数	0	2	0	780	12	537	100	90	5	5	14	8				9	107	2	
数 量 別	5倍以下	0	3	0	207	152	39	8									3	22	2	
	5倍を超え10倍以下	0	4	0	134	2	93	20	16								5	25		
	10 " 50 "	0	5	0	201	6	115	17	28								1	38		
	50 " 100 "	0	6	0	128	3	101	10	9									13		
	100 " 150 "	0	7	0	53		40	8	3									5		
	150 " 200 "	0	8	0	15	1	7	3	3									1		
	200 " 1,000 "	0	9	0	22		10	1	6	2	2	1	1					3		
	1,000 " 5,000 "	1	0	0	16		15	2	13	3	3	9	7							
	5,000 " 10,000 "	1	1	0	0		0													
10,000倍を超えるもの	1	2	0	4		4		4			4									
類 別	単 独	第1類	1	3	0	0	0													
		第2類	1	4	0	0	0													
		第3類	1	5	0	0	0													
		第4類	1	6	0	777	12	534	97	90	5	5	14	8				9	107	2
		第5類	1	7	0	1		1	1											
		第6類	1	8	0	1		1	1											
混在	1	9	0	1		1	1													

製造所等の別 区分		行 番 号			(16) 貯 蔵 所		(17) 取 扱 所							(26) 事業所数	
					移動タンク 貯 蔵 所 (カ)	14KLを超え る被けん 引車型	(18) 屋外貯蔵所 (キ)	(19) 小計 (D) (ク)~(シ)	(20) 給 油 取扱所 (ク)	(21) 第1種販 売取扱所 (ケ)	(22) 第2種販 売取扱所 (コ)	(23) 移送取扱所 (サ)	(24) 特定移送 取扱所		(25) 一 般 取扱所 (シ)
許 可 施設数	前年度末数	0	1	1	206	46	14	229	111	2				116	259
	今年度末数	0	2	1	212	50	17	231	110	2				119	259
数 量 別	5倍以下	0	3	1	77		1	55	6					49	
	5倍を超え10倍以下	0	4	1	18	2	9	39	15					24	
	10 " 50 "	0	5	1	24	2	7	80	36	2				42	
	50 " 100 "	0	6	1	69	23		24	21					3	
	100 " 150 "	0	7	1	24	23		13	12					1	
	150 " 200 "	0	8	1				7	7						
	200 " 1,000 "	0	9	1				12	12						
	1,000 " 5,000 "	1	0	1				1	1						
	5,000 " 10,000 "	1	1	1				0							
	10,000倍を超えるもの	1	2	1				0							
類 別	単 独	第1類	1	3	1				0						
		第2類	1	4	1				0						
		第3類	1	5	1				0						
		第4類	1	6	1	212	50	17	231	110	2				119
		第5類	1	7	1				0						
		第6類	1	8	1				0						
	混 在	1	9	1				0							

1126

[下野防2]

6 要配慮者関係

6-1 社会福祉施設

○児童福祉施設等

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	グリム保育園	下長田69	52-1127
2	こがねい保育園	小金井1249-1	44-3377
3	しば保育園	駅東6-10-3	44-2788
4	吉田保育園	本吉田783-1	48-5054
5	(私立) あおば保育園	薬師寺1584-6	48-5530
6	(私立) わかくさ保育園	<u>薬師寺3151-2</u>	58-7438
7	<u>(私立) わかば保育園</u>	<u>下古山3025-1</u>	<u>39-6305</u>
8	<u>(私立) 薬師寺保育園</u>	<u>薬師寺2362-5</u>	<u>48-0063</u>
9	<u>(私立) にこにこ保育園</u>	<u>上大領313-40</u>	<u>37-6942</u>
10	<u>(私立) むつみこども園</u>	<u>柴769-17</u>	<u>44-0405</u>
11	(私立) 第二愛泉幼稚園	柴1403-12	44-2838
12	<u>(私立) 薬師寺幼稚園</u>	<u>薬師寺1584-2</u>	<u>48-0132</u>
13	(私立) 第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	44-9988
14	(私立) 野ばら幼稚園	中大領386-1	53-5508
15	(私立) 愛泉幼稚園	小金井4-12-8	44-7783
16	(私立) 石橋幼稚園	石橋535	53-0218
17	南河内児童館学童保育室	緑3-5-4	44-8420
18	吉田東小学校学童保育室	中川島7	48-1323
19	緑小学校学童保育室	緑3-16-1	40-6335
20	薬師寺小学校学童保育室	薬師寺713	48-1622
21	石橋小学校学童保育室	花の木1-4	52-1175
22	古山小学校学童保育室第1	下古山3-1-4	52-1174
23	古山小学校学童保育室第2	下古山3-1-3	52-1334
24	石橋北小学校学童保育室	上古山1922	52-0087
25	<u>国分寺東小学童保育室</u>	<u>柴897-1</u>	<u>40-7566</u>
26	国分寺駅西児童館学童保育室	小金井5-22-1	44-0786
27	国分寺小学校学童保育室	小金井4-2-3	43-1121
28	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺1599-2	44-9318

29	子育て支援センターつくし	小金井789	43-1233
----	------------------------------	------------------------	-------------------------

○老人福祉施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	特別養護老人ホームいしばし	下古山1174	52-1484
2	特別養護老人ホームまほろばの里	箕輪441-1	44-5155
3	特別養護老人ホーム天寿荘	薬師寺1131-10	48-5588
4	特別養護老人ホームにらがわの郷	仁良川1651-1	47-1171
5	特別養護老人ホーム煌	上古山1849-1	39-8341
6	特別養護老人ホームいしばし苑	上古山558-8	51-0151
7	特別養護老人ホームゆうがおの丘	下石橋501-1	39-6640
8	特別養護老人ホームみのわ	箕輪441-1	38-7713
9	介護老人保健施設お達者倶楽部	薬師寺2472-5	47-1090
10	グループホームあすか	川中子1465-1	40-0102
11	グループホーム仁良川苑	仁良川1442	47-0022
12	グループホームいしばし	上古山569-1	53-8866
13	グループホームふれんど下野	薬師寺3178-6	39-6366
14	ふれんど小規模多機能施設下野	薬師寺3178-55	39-7155
15	日新けあパレス	本吉田771-1	38-7568
16	ふれんどショートステイしもつけ	薬師寺3178-8	37-6031
17	介護付き有料老人ホーム新	小金井2290-1	39-7230
18	介護付高齢者住宅ぬくもり	小金井1-14-3	40-7770

○障がい児者施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	多機能事業所工房つばさ	箕輪425-1	40-0388
2	国分寺学園	国分寺1095-1	44-1478
3	エール	薬師寺3150-1	40-7500
4	就労継続支援B型事業所なのはな・すみれ	川中子3278	32-6778
5	地域包括支援センターゆうがお	石橋950-2	53-4621
6	こども通園センターけやき	駅東3-1-19	40-0909
7	こども発達支援センターこぼと園	下古山1220	44-6783

7 輸送関係

7-1 栃木県消防防災ヘリコプター 飛行場外・緊急離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先
国分寺運動公園	小金井280	下野市長 0285-32-8888
別処山公園	絹板611-1	下野市長 0285-32-8888
自治医科大学	薬師寺3311-1	自治医科大学長 0285-44-2111

2 緊急離着陸場

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先
大松山運動公園	大松山1-7-1	下野市長 0285-32-8888
石橋中学校	石橋1130	石橋中学校長 0285-52-1130
南河内球場	田中681-1	下野市長 0285-32-8888
五千石球場	成田649-3	下野市長 0285-32-8888
西坪山公園	下坪山1708	下野市長 0285-32-8888
南河内東部運動広場	上坪山15	下野市長 0285-32-8888
武名瀬川谷地賀親水公園	谷地賀777番地先	下野市長 0285-32-8888

7-2 栃木県ドクターヘリ ランデブーポイント一覧

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先
石橋地区消防本部駐車場	下石橋246-1	石橋地区消防組合消防本部消防長 0285-53-1119
大松山運動公園	大松山1-7-1	下野市長 0285-32-8888
石橋中学校	石橋1130	石橋中学校長 0285-52-1130
国分寺運動公園	小金井280	下野市長 0285-32-8888
別処山公園	絹板611-1	下野市長 0285-32-8888
自治医科大学	薬師寺3311-1	自治医科大学長 0285-44-2111
南河内球場	田中681-1	下野市長 0285-32-8888
五千石球場	成田649-3	下野市長 0285-32-8888
西坪山公園	下坪山1708	下野市長 0285-32-8888
南河内東部運動広場	上坪山15	下野市長 0285-32-8888
武名瀬川谷地賀親水公園	谷地賀777番地先	下野市長 0285-32-8888

8 備蓄関係

8-1 現物備蓄食料の状況

(令和3年12月1日)

アルファ米 (食)	白がゆ (食)	梅がゆ (食)	クラッカー (食)
8,900	450	2,740	8,400

2ℓ 保存水 (ℓ)	500ml 保存水 (ℓ)	液体ミルク (缶)	※使い捨て哺乳瓶96個入 (箱)
4,278	1,516	216	9

8-2 現物備蓄品の状況

(令和3年12月1日)

蓄電池・照明セット (台)	非接触型体温計 (個)	救急箱 (箱)	手指消毒液 (枚)	ディスポ手袋100枚入 (箱)
18	20	9	32	20

感染症予防対策キット (セット)	毛布 (枚)	簡易ベッド (基)	段ボールベッド (個)	段ボールパーテーション (個)
200	2,000	100	100	200

エアーマット60個入 (箱)	二人用プライベートルーム (個)	災害対策用プライベートルームテント (個)
27	190	18

ベンリートイレ (組)	ベンリートイレ用処理用品100個入 (箱)	ベンリーテント (組)
18	150	20

自動ラップ式トイレセット (組)	自動ラップ式トイレ用処理用品50個入 (箱)	要配慮者型テント (組)
4	60	10

8-2 現物備蓄品の状況

トイレ用スリッパ (足)	乳児用おむつM64枚入 (パック)	乳児用おむつS62枚入 (パック)	リハビリパンツ16枚入 (パック)
100	20	18	18

生理用品ふつう30枚入 (パック)	生理用品夜用12枚入 (パック)	布ガムテープ (巻)	養生テープ (巻)
27	27	90	90

立ち入り禁止テープ (巻)	トラロープ200m (巻)	ビニール袋70ℓ 100枚入 (袋)	ビニール袋40号100枚入 (巻)
20	9	9	40

ブルーシート (枚)	LED懐中電灯(水電池) (個)	水電池100本入 (箱)	LEDランタン(単1×4本) (個)
322	50	9	50

LEDランタン用単1電池 (本)	トイレットペーパー24巻 (箱)	ウェットティッシュ20枚入 (袋)
450	20	1,800

タオル300×760mm (枚)	ウェットタオル300×700mm250枚 (巻)	マスク50枚入 (箱)	フェイスシールド10枚入 (セット)
1,350	9	320	20

油性マジックセット (セット)	湯沸しポット (台)	マイルディシート910×20,000mm (巻)	受付用テント (張)
9	20	80	9

9 避難関係

9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 国分寺地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人員 (人)	炊出 能力	延床 面積 (㎡)	指定緊急避難場所			指定 避難 所	備 考
						洪水 災害	地震	大規模 火事		
国分寺公民館	小金井1127	0285-40-5563	140	○	873	○	○	○	○	【第1次避難所】
国分寺東小学校	柴897-1	0285-44-3161	400	○	660	○	○	○	○	【第2次避難所】
<u>旧</u> 国分寺西小学校	川中子3278	<u>二</u>	360	○	600	○	○	○	○	【第2次避難所】
国分寺武道館	駅東7-3-13	<u>二</u>	70		431	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺東児童館	駅東7-4-1	0285-44-2604	40		252	○	○	○	○	【第3次避難所】
コミュニティセンター友愛館	柴1019-1	0285-40-8111	100	○	603	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺小学校	小金井4-2-3	0285-44-0004	400	○	660	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺中学校	小金井4-1-8	0285-44-0050	1,150	○	1,897	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺B&G海洋センター体育館	小金井277-2	0285-44-5131	430		705	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺駅西児童館	小金井5-22-1	0285-44-0786	60		365	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺聖武館	国分寺628-2	<u>二</u>	340	○	558	○	○	○	○	【第3次避難所】
保健福祉センターゆうゆう館	小金井789	0285-43-1236	790	○	4,731	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺運動公園	小金井277-2	0285-44-5131	広域避難場所							

2 石橋地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人員 (人)	炊出し 能力	延床 面積 (㎡)	指定緊急避難場所			指定 避難 所	備 考
						洪水 災害	地震	大規模 火事		
スポーツ交流館	大松山1-7-1	0285-52-1124	120	○	743	○	○	○	○	【第1次避難所】
石橋北小学校	上古山1932	0285-52-1134	360	○	600	○	○	○	○	【第2次避難所】
古山小学校	下古山3-1-9	0285-52-1132	300	○	504	○	○	○	○	【第2次避難所】
石橋高等学校	石橋845	0285-53-2517	980	○	1,614	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋小学校	花の木1-4	0285-52-1131	410	○	675	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋体育センター	大松山1-7-1	0285-52-1124	820		1,358	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋中学校	石橋1130	0285-52-1130	730	○	1,201		○	○	○	【第3次避難所】
細谷小学校	細谷693	0285-52-1133	250	○	408	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋図書館	大松山1-7-3	0285-52-1136	250		1,488	○	○	○	○	【第3次避難所】
グリムの館	下古山747	0285-52-1180	230		1,366	○	○	○	○	【第3次避難所】
保健福祉センターきらら館	下古山1220	0285-52-3711	700	○	4,199		○	○	○	【第3次避難所】
ふれあいセンター	下長田146	0285-52-1184	90	○	549	○	○	○	○	【第3次避難所】
大松山運動公園	大松山1-7-1	0285-52-1124	広域避難場所							

3 南河内地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人員 (人)	炊出し 能力	延床 面積 (㎡)	指定緊急避難場所			指定 避難 所	備 考
						洪水 災害	地震	大規模 火事		
ふれあい館	三王山698-5	0285-47-1126	620	○	3,744	○	○	○	○	【第1次避難所】
南河内公民館	田中681-1	0285-48-2393	330	○	1,950	○	○	○	○	【第2次避難所】
緑小学校	緑3-16-1	0285-40-6601	450	○	754	○	○	○	○	【第2次避難所】
祇園小学校	祇園2-21-3	0285-44-5002	450	○	748	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内体育センター	仁良川1141	0285-48-2392	730		1,210		○	○	○	【第3次避難所】
仁良川コミュニティセンター	仁良川1468	0285-32-8887	90	○	536	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内中学校	薬師寺986	0285-48-0010	760	○	1,267	○	○	○	○	【第3次避難所】
薬師寺小学校	薬師寺1412	0285-48-0009	480	○	804	○	○	○	○	【第3次避難所】
吉田東小学校	中川島7	0285-48-5007	450	○	745		○	○	○	【第3次避難所】
南河内東体育館	本吉田783	—	400		656		○	○	○	【第3次避難所】
南河内東公民館	本吉田783	0285-48-5511	200	○	1,232		○	○	○	【第3次避難所】
吉田西小学校	下坪山959	0285-48-5008	450	○	754		○	○	○	【第3次避難所】
南河内第二中学校	祇園4-16-3	0285-40-6030	800	○	1,333	○	○	○	○	【第3次避難所】
薬師寺コミュニティセンター	薬師寺1387-25	0285-48-5522	100	○	731	○	○	○	○	【第3次避難所】
上三川高等学校	上三川町大字 多功994-4	0285-53-2367	960	○	1589	○	○	○	○	【第3次避難所】
祇園原公園	祇園3-4	—	広域避難場所							
諏訪山公園	緑1-2	—								
別処山公園	絹板611-1	—								

※対象とする災害

洪水「○」…洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域でないもの

地震「○」…新耐震基準導入（S56.6.1）後に建築されたもの ※耐震改修予定であれば○ H28.3月調査時点

大規模火事「○」…大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所

9-2 福祉避難所一覧

(市有施設)(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
保健福祉センターゆうゆう館	小金井789	43-1232
保健福祉センターきらら館	下古山1220	52-3711
ふれあい館	三王山698-5	47-1126

(民間施設)(令和3年4月1日現在)

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>	<u>電話番号</u>
<u>特別養護老人ホーム いしばし</u>	<u>下古山1174</u>	<u>52-1484</u>
<u>特別養護老人ホームいしばし</u>	<u>下古山1174</u>	<u>52-1484</u>
<u>特別養護老人ホームまほろばの里</u>	<u>箕輪441-1</u>	<u>44-5155</u>
<u>特別養護老人ホーム天寿荘</u>	<u>薬師寺1131-10</u>	<u>48-5588</u>
<u>特別養護老人ホームにらがわの郷</u>	<u>仁良川1651-1</u>	<u>47-1171</u>
<u>特別養護老人ホーム煌</u>	<u>上古山1849-1</u>	<u>39-8341</u>
<u>特別養護老人ホームいしばし苑</u>	<u>上古山558-8</u>	<u>51-0151</u>
<u>特別養護老人ホームゆうがおの丘</u>	<u>下石橋501-1</u>	<u>39-6640</u>
<u>特別養護老人ホームみのわ</u>	<u>箕輪441-1</u>	<u>38-7713</u>
<u>介護老人保健施設お達者倶楽部</u>	<u>薬師寺2472-5</u>	<u>47-1090</u>
<u>リビングサンクス石橋</u>	<u>石橋27</u>	<u>51-0300</u>

9-4 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）

1 対象とする河川

(1) 避難指示等の対象となる河川は次表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

○不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

河川名	基準観測所	備考
鬼怒川	石井(右)	国管理
田川	明治橋	県管理
思川	保橋	県管理
<u>黒川</u>	<u>東雲橋</u>	<u>県管理</u>
姿川	淀橋	県管理
姿川	姿川橋	県管理

(2) 浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

○浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。

○用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

(1) 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次項に掲げる一覧表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

○想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

○堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(2) 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

■ 鬼怒川

基準観測所	鬼怒川 石井(右)観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（1.5m）を超え、避難判断水位（2.6m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（2.6m）を超え、はん濫危険水位（3.3m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（3.3m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

■ 田川

基準観測所	田川 明治橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（2.2m）を超え、避難判断水位（2.9m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（2.9m）を超え、はん濫危険水位（3.5m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（3.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

■ 思川

基準観測所	思川 保橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（1.8m）を超え、避難判断水位（3.3m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（3.3m）を超え、はん濫危険水位（4.1m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（4.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

■黒川

基準観測所	黒川 東雲橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（2.5m）を超え、避難判断水位（4.5m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（4.5m）を超え、はん濫危険水位（5.0m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（5.0m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

■姿川

基準観測所	姿川 淀橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（2.0m）を超え、避難判断水位（2.8m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（2.8m）を超え、はん濫危険水位（3.3m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（3.3m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

■姿川

基準観測所	姿川 姿川橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫注意水位（2.0m）を超え、避難判断水位（3.4m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫警戒情報が発表されたとき</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位が避難判断水位（3.4m）を超え、はん濫危険水位（3.9m）に達することが見込まれる場合</u> ・ <u>はん濫危険情報が発表されたとき</u>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水位観測所の水位がはん濫危険水位（3.9m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> ・ <u>はん濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき</u>

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、**高齢者等避難**を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、**避難指示**を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

<緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、**緊急安全確保**を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。避難が間に合わない方は、**直ちに命を守る行動を取ってください**。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

(2) 避難指示等の伝達先・伝達手段

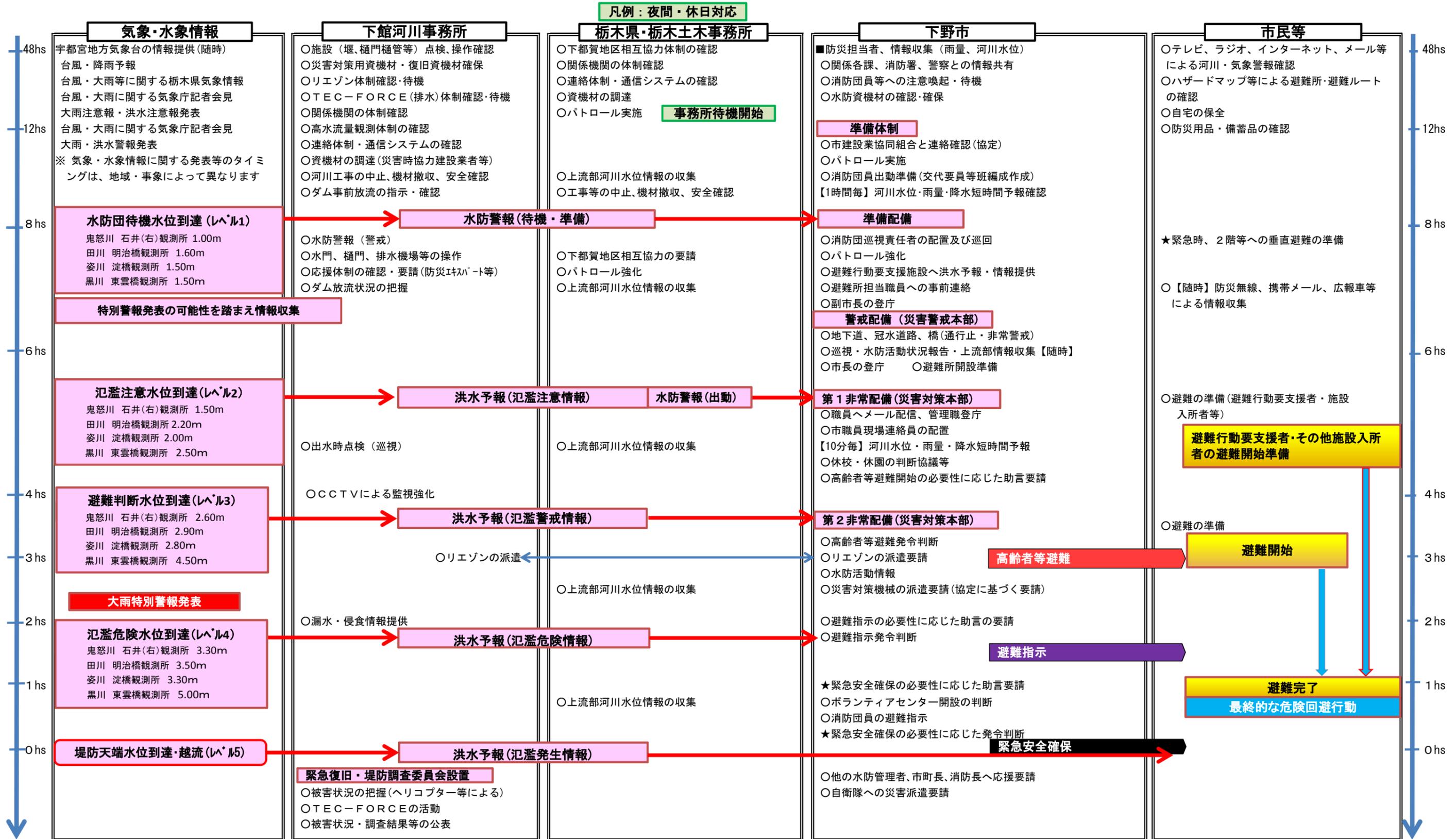
災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等（住民、自治会長、民生委員児童委員等） ・避難行動要支援者・福祉関係機関等（要支援者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等） ・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）
伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報伝達システム、市ホームページ、メール配信、防災ラジオ、テレビ、広報車、電話、FAX等

9-5 台風及び前線に伴う洪水等を対象とした、下野市の避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）

令和3年5月

※ 本タイムラインは、下野市内を流れる河川の区域内を対象として、避難情報に関するガイドライン（内閣府：令和3年5月改定）を参考に作成しました。
 ※ 避難行動の種類ごとに分かりやすく色別で記載しました。また、色はキキクルの危険度分布の色と同色となっています。
 ※ 急激な内水氾濫に対しては、本タイムラインの時間にはこだわらずに、現地の状況により対処します。
 ※ 災害時には、関係機関とホットラインを通じて情報共有を行います。
 ※ リエゾン（災害対策現地情報連絡員）とは、地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うものです。
 ※ 避難行動要支援者とは、一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯、介護保険の要介護・要支援認定者、障がい者など、自ら避難することが困難であり避難する際に特に支援が必要な方です。



10 保健衛生関係

10-1 水道事業浄水施設

(令和3年4月1日)

浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)	計 (人)
国分寺第1配水場	深	消	17,079	18,050
国分寺第2配水場	〃	〃	971	
石橋第1配水場	〃	〃	17,248	21,237
石橋第2配水場	〃	〃	3,989	
南河内第1配水場	〃	〃	18,219	19,120
南河内第2配水場	〃	〃	901	

給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	配 水 池	
			池 数	貯水能力 (m ³)
1台	2.0m ³ ×2基 1.5m ³ ×1基 0.5m ³ ×1基	10L×525個 6L×6,075枚	12	11,887

10-2 下水道施設

(令和3年4月1日)

区 分	県・市町村	処理場名	施設の所在地	供 用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	放流河川名
流域下水道	栃木県	県央浄化センター	上三川町多功1159	1987	63,200	標準活性汚泥法	田川

10-3 ごみ収集・運搬車所有状況

(平成3年4月1日)

市町村 事務組 合名	委 託 事 業						許 可 業 務					
	収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
下野市	42	134.65	14	26.20	56	160.85	223	541.55	146	362.79	369	523.64

10-4 ごみ焼却施設

(令和3年4月1日)

市町村名 事務組合名	構成 市町村名	施設名	所在地	建設年度	規模	施設数	処理方式	排煙処理施設
宇都宮市	宇都宮市 上三川町 下野市	クリーンパーク茂原	宇都宮市茂原町777-1	H9～12	390 (130×3)	1	全連	バグフィルター
小山広域	小山市 下野市 野木町	中央清掃センター	小山市塩沢576-15	S58～60 H25～28	160 (80×2) 70 (70×1)	2	全連	電気集じん機

10-5 粗大ごみ処理施設

(令和3年4月1日)

市町村 事務組合	施設名	施設の所在地	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理能力 (t/日)	建設年度	使用開始年月
宇都宮市	クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	宇都宮市茂原777-1	圧縮	35	H9～12	H13.3
小山広域	リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	下野市下坪山1632	併用	40	H29～31	H31.4

10-6 し尿収集・運搬車所有状況

(令和3年4月1日)

許 可 業 務	
吸上車（糞尿車）	
台数	積載量（t）
13	66.50

10-7 し尿処理施設

(令和3年4月1日)

市町村名 事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模 (kl/日)	施設数	処理方式（高度処理設備）
小山広域	小山広域クリーンセンター	小山市大字塩沢604	15	191	1	膜分離高負荷脱窒素処理（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過）

11 災害救助関係

11-1 災害救助法施行細則（別表第一・第二・第三）

最終改正 令和2年規則第53号

別表第一（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

（一）避難所

1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2 避難所は原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。

3 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

- イ 賃金職員等雇上費
- ロ 消耗器材費
- ハ 建物の使用謝金
- ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ホ 光熱水費
- ヘ 仮設便所等の設置費

4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 330円

5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

6 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

（二）応急仮設住宅

応急仮設住宅を供与される者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者に建設し、供与す

るもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型応急住宅

イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

ロ 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。

ハ 建設型応急住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型応急住宅を供給できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。

ト 建築型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 賃貸型応急住宅

イ 賃貸型応急住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費

ニ 雑費

3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,160円以内とする。

4 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(二) 飲料水の供給

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 飲料水の供給を実施する期間は、二の(一)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>18,800円</u>	<u>24,200円</u>	<u>35,800円</u>	<u>42,800円</u>	<u>54,200円</u>	<u>7,900円</u>
冬季	10月～3月	<u>31,200円</u>	<u>40,400円</u>	<u>56,200円</u>	<u>65,700円</u>	<u>82,700円</u>	<u>11,400円</u>

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>6,100円</u>	<u>8,300円</u>	<u>12,400円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,000円</u>	2,600円
冬季	10月～3月	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>18,400円</u>	<u>21,900円</u>	<u>27,600円</u>	<u>3,600円</u>

(四) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

四 医療及び助産の給付

(一) 医療の給付

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 診療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 施設病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
- 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(二) 助産の給付

- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
- 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

- (二) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (二) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
- (三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。
- 1 2の世帯以外の世帯にあっては、1世帯当たり、595,000円以内とする。
- 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、1世帯あたり、300,000円
- (四) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

七 生業資金の貸与

- (一) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。
- (二) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (三) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
- イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
- ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (四) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
- (五) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。
- 1 貸与期間 2年以内
- 2 利子 無利子

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は、損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課

程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- 1 教科書
- 2 文房具
- 3 通学用品

(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

1 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,500円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、5,200円

(四) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

九 死体の捜索及び処理

(一) 死体の捜索

1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(二) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

- 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,500円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
- ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

十 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (二) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棺
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）172,000円以内とする。
- (四) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 1 被災者の避難に係る支援
 - 2 医療及び助産
 - 3 被災者の救出
 - 4 飲料水の供給
 - 5 死体の搜索
 - 6 死体の処理
 - 7 救助用物資の整理配分
- (二) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施

を認めた期間以内とする。

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (一) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
- (二) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
- (三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が137,900円以内とする。
- (四) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第二（第8条関係）

- (一) 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	<u>22,800円</u>	<u>4,560円</u>	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	<u>15,900円</u>	<u>3,180円</u>	
保健師 助産師 看護師 准看護師	<u>15,700円</u>	<u>3,140円</u>	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	<u>15,500円</u>	<u>3,100円</u>	
大工	<u>26,300円</u>	<u>5,260円</u>	
左官	<u>27,000円</u>	<u>5,400円</u>	
とび職	<u>24,200円</u>	<u>484,111円</u>	

- (二) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

別表第三（第13条関係）救助事務費

（一） 救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

1 超過勤務手当

2 賃金職員等雇上費

3 旅費

4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

5 使用料及び賃借料

6 通信運搬費

7 委託費

（二） 各年度において、（一）の救助事務費に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る（一）の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

1 30,000,000円以下の部分の金額 10/100

2 30,000,000円を超え60,000,000円以下の部分の金額 9/100

3 60,000,000円を超え100,000,000円以下の部分の金額 8/100

4 100,000,000円を超え200,000,000円以下の部分の金額 7/100

5 200,000,000円を超え300,000,000円以下の部分の金額 6/100

6 300,000,000円を超え500,000,000円以下の部分の金額 5/100

7 500,000,000円を超える部分の金額 4/100

（三） （二）の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第一に規定する救助の実施のため支出した費用及び、別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

12 応急危険度判定関係

12-1 下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 市の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を下野市地域防災計画に位置付けるものとする。

- 2 建設水道部都市計画課を判定所管課とし、都市計画課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 都市計画課長は、建築関係業務に従事する職員を判定士として養成するものとする。
- 4 都市計画課長は、判定士等の確保に努めるものとする。
- 5 都市計画課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市災害対策本部長は、県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）から県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう進言された場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項又は第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設水道部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

- 2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 実施本部長 建設水道部都市計画課長
 - (2) 連絡調整班長 建設水道部都市計画課都市計画グループリーダー
 - (3) 物資調達班長 建設水道部都市計画課公園緑地グループリーダー
- 3 実施本部は、判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。
- 4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での判定活動の補完作業

（判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

- 2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 市災害対策本部は、判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、判定士の資格を有する市職員に判定活動を要請するものとする。
- 3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 市職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月30日から施行する。

12-2 下野市被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が市を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県と連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を下野市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設水道部都市計画課を危険度判定所管課とし、都市計画課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課等の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課等に要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設水道部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長 建設水道部都市計画課長

- (2) 連絡調整班長 建設水道部都市計画課都市計画グループリーダー
- (3) 物資調達班長 建設水道部都市計画課公園緑地グループリーダー

3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 市災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する市職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 市職員以外の宅地判定士等の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 市長は、危険度判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は平成18年4月30日から施行する。

13 その他

13-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

13-2 個人の防災心得

台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、**避難指示**などが、どういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

2 台風等が近づいてきた時の準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂崩れ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。

ア 食糧三日分と飲料水

イ 人と人を結べるロープ等

ウ 下着類

エ つえとなる1.5mほどの棒

オ 重要品、貴重品、印鑑等

(4) 屋根の点検

ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側のカワラなどが、めくれやすいので、十分調べてしばったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。

イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補強する。

(5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。

(6) 鉄筋の入っていないブロック塀は倒れることがあるので注意する。柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきた時

(1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。

ア 畳は高い台や机などの上に積み重ねる。

イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。

ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。

エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。

オ 学用品の保存に注意する。

- (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの起る危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

4 避難する時の注意

- (1) 平常から避難場所と安全な避難路とを、よく確認しておく。
- (2) **市から避難指示等**があったら、いつでも避難できるよう準備しておく。
- (3) 傷病者、高齢者、乳幼児などの災害時要援護者は早めに避難する。
- (4) **避難指示等**がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを完全にする。
- (5) 携行品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災ずきん、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒をつえとして安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子供を先にして、家族又は隣近所そろって避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープで繋ぐ。
- (10) 避難の指示は、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送によって行われることになるので、十分注意するとともに近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声がとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には、懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人で通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので、注意する。

大地震に対する心得

1 災害時に自分を守るための行動

- (1) 身の安全を図る行動
 - ア 机やテーブルに身を隠す
 - ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。
 - ・身近にある座布団などで、頭部を保護する。
 - イ 非常脱出口を確保する
 - ・マンションなどでは地震で扉がゆがみ開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する。

(地震により電気機器が転倒したりして、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器やバケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めましょう。
- ・大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

- ・避難するときは、徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものにする。
- ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、カワラなどが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・がけや川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、がけ崩れに注意

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起りやすいので、自分で素早く決断し、直ちに避難する。

エ 海では津波に注意

- ・海浜にいる時に、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報に注意する。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ・ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。
- ・市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

(5) 協力しあつての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などの救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの災害時要援護者をみんなが協力しあって救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあって救出活動を行う。

[家庭・地域で備えておきたい資機材]

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなどの救出救護資機材

(6) 自動車運転中の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聴く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、かぎをつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

(1) 防災訓練への参加

- ・市などで実施される防災訓練に隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

- ・大地震の時、家族があわてずに行動できるよう、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施 ・避難場所、避難路の確認 ・家族の安否確認方法
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄 ・救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担 ・非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根ガワラなどを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていないとか、転倒防止の控壁を設けていないなど、加工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

- ・“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、バケツ、風呂水のくみ置きなど消火に役立つものを普段から備える。

(5) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な

照明器具などの電源が確保されるか確認する。

- ・電気機器は、どのような安全措置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは、「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちてこないようにする。

(6) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の気を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水は、その晩はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのではない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けて、すぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。

- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団又は毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水をどンドンかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどでマスクする。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹ばいになる。
- (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

かみなりに対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでも、すぐ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず傘、ゴルフクラブ等は頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物体からに即刻離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であるか確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているため1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身に付けない。

災害に備え家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具 懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- (2) 食糧 乾パン、飲料水、缶詰等 （最低3日分の食糧と飲料水を用意しましょう。）
- (3) 炊事道具 携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- (4) 応急薬品 消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- (5) 携行用品 リュック、風呂敷、ビニール袋等
- (6) 情報手段 ラジオ、地図、鉛筆等
- (7) その他 ヘルメット、ずきん、貴重品類等